

(施行規則第11条関係) 市長が別に定めた様式として使用

## 誓 約 書

南九州市長 塗木弘幸 様

私は、南九州市移住・交流お試し居住用の住居等（以下「住居等」という。）を利用するにあたり、南九州市移住・交流お試し居住条例（以下「条例」という。）を遵守することを誓約します。

また、申込書記載事項に偽りはなく、条例第3条に規定する利用対象者に該当し、滞在期間中は下記の事項を遵守し、移住体験により南九州市の自然や暮らし、生活への理解を深めるために住居等を利用することを誓約します。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

### 【 注 意 事 項 】

#### 利用者が遵守すべき事項

- (1) お試し居住以外の目的に利用しないこと。
- (2) 薬物を製造し、栽培し、販売し若しくは販売する目的で保管し若しくは陳列する場所として利用し、又は危険ドラッグ等を多数の者が集まって利用することを知りながら、そのための場所として提供しないこと。
- (3) 第三者にお試し住宅若しくはその敷地を転貸し、また利用させないこと。
- (4) 留守時又は就寝時には、必ず施錠すること。
- (5) お試し住宅（備付けの設備及び器具を含む。）を適切に取り扱うこと。
- (6) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。
- (7) 清掃、除草を適宜行うこと。
- (8) ごみを適切に処理すること。
- (9) 合鍵を複製しないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅を適切に利用すること。

#### 利用者に禁止する事項

- (1) 寄附の募集、その他これに類する行為
- (2) 事業又は営業
- (3) 興業、展示会その他これらに類する催し
- (4) 文書、図画その他の物の掲示又は配布
- (5) 政治活動又は宗教活動
- (6) 動物の飼育
- (7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (8) 建物の建築又は工作物の設置
- (9) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の利用にふさわしくない行為

#### 損害賠償

利用者は、お試し住宅を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を所定の様式により市長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。